

入湯税は地方税法701条の規定により以下のような費用に充てるものとされています。

- 環境衛生施設の整備
- 鉱泉源の保護管理施設の整備
- 消防施設等の整備
- 観光施設の整備
- 観光振興

〈令和元年度 入湯税の用途状況〉

区分	事業名	事業費	当該事業の財源内訳				
			国県支出金	地方債	その他	一般財源等	
						入湯税	その他
観光施設の整備	観光情報センター管理費	22,827	-	-	409	19,409	3,009
	鳴門スカイライン管理費	2,540	-	-	-	2,540	-
	計	25,367	-	-	409	21,949	3,009